

PLBをご存じですか？

Personal Locator Beacon(携帯用位置指示無線標識)は、船舶等から転落・漂流などした際、人工衛星を通じて、海上保安庁に遭難したことを通報する装置です。

我が国でも遭難自動通報局の無線局免許を受ければ、海上における遭難時に限って使用できるようになりました。

PLBの製品例



縦11.4X横4.8X幅4.1(cm)



画像提供:ドリユーマリンジャパン合同会社

PLBを使用するためには

- ・ 本人（無線局免許状に記載された方）以外は使えません。
- ・ 無線従事者資格は必要ありません。
- ・ 万一に備え、本人以外にも連絡できる方が必要です。
- ・ 日本の技術基準に適合した（技適マークがある）PLBを使用してください。



技適マーク

お問い合わせ先



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

北海道総合通信局航空海上課
011-709-2311(内線:4635)